

日本科学者会議  
京都支部ニュース 7月号 No.425  
2019年7月11日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ◆ 2019年度第1回近畿地区サポーター会議(6/22)の報告……………2
- 『日本の科学者』読書会6月例会(6/28)の報告……………3
- 関西技術者研究者懇談会6月例会(6/9)の報告……………5
- 第33回自然科学懇談会(6/29)の報告「ゲノム編集の衝撃と問題点」……………6
- 丹羽宇一郎講演会(6/24)の報告……………7
- 寄稿：原発と原発事故について学んだこと(宗川吉汪)……………8
- ▼ 7～9月の支部関連行事の案内(JSA近畿も参照)……………10
  - ・『日本の科学者』読書会7月例会(7/18)「技能・技術者教育の現状と課題」
  - ・福島甲状腺がんシンポジウム(7/20)「評価部会報告批判」
  - ・第34回自然科学懇談会(8/31)(富田道男)「原発民事裁判と日本国憲法(仮)」
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより……………10
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA近畿」No.19.30……………12

＜今年度会費の早期納入願ひ＞

2017年度途中で会計年度が変更になり、2018年4月の会費を二重徴収してしまいました。それを補償するために2019年度会費は11ヶ月分(一般会員：13,200円、特別会員：6,600円、家族割会員：3,850円、若手会員：5,500円、若手特別会員：3,850円)を納めていただくことになっています。7月3日現在で前納者を含めて177人(会員の74%)が今年度会費を納入されています。今年度会費未納者には振込用紙を同封していますので、引き続き早期納入にご協力願います。なお、最近会費を二度払いされる会員が散見されますのでご注意願います。(支部財政担当幹事・鈴木)

## 2019年度第1回近畿地区サポーター会議の報告

2019年6月22日(土)13時30分から16時30分まで国労大阪会館で近畿地区サポーター会議が開催された。滋賀支部から1名、兵庫支部から1名、大阪支部から3名、京都支部からは宗川、大倉の2名が参加した。

いつも通り自己紹介・近況報告から始まり活動交流を行った。紹介された主な事項を支部別に列挙する。

**京都:** 全国大会参加の経験談として、決議に原発による被ばく問題が具体的に盛り込まれなかったのは残念であること、福島原発事故による米軍兵士の被ばくについてのリーディング劇「悲しみの星条旗」に出演予定(チラシを配布)。支部で会員減少が続いている。雑誌『生物科学』廃刊の経緯について森本編集委員からコメントがあった。福島原発事故についての覚え書を配布。原発事故の核心は被曝への「恐怖」である。7月20日に福島原発事故甲状腺がん問題で、京都でシンポジウムを開催する。

**滋賀:** 新支部事務局長が参加。5月に彦根ピースフェスタを後援した。

**兵庫:** 会費滞納が支部財政を圧迫。5月11日支部フォーラムで、福島からの「避難の権利」を取り上げた。避難者の他、チェルノブイリ法について後藤会員が報告。7月20日に、石炭火力発電問題でフォーラムを開催する。

**大阪:** 府立中央図書館(東大阪市)で文献を取り寄せてJJS原稿を執筆した。地域で9条の碑建立の運動に参加。豊田長康『科学立国の危機』の書評を大学関係者に書いてもらいたい。阪大の平和学講義で公選法問題を取り上げた。イージスアショアのレーダー出力が

防衛省の公表資料から算出できる。JSS編集委員長から、55期編集委員19名が決まったこと、「水インフラ」特集の8月号の普及を各支部に呼び掛けている旨の報告があった。

JJSの合評会が出た主な意見を列挙する。

**5月号:** 上田論文の図の誤り。豊田論文の図が小さく見づらい。越路論文は専門外の査読者が必要であった。H-断層の意味が分からない。原発立地はどのようにして選定されたのか。国立大学法人化がもたらした問題は継続して取り上げて欲しい。

**6月号:** 佐貫論文は教育現場での憲法の取り上げ方として重要。教育現場では「政治的中立性」が求められる。政治教育が敵視される。横浜では、投票率を上げた教育実践が警察の捜査対象に。2014年に学術会議も主権者教育を求める提言を発表している。コスタリカの主権者教育、憲法教育は参考になる。2つ目の清田論文は同じ著者とは思えないほど難解。主権者を育てる系統的な教育が必要であるが、教育現場にはそのゆとりがなく、管理者による教員評価が実践をためらわせる。主権者教育に関わっては、2018年3月号の日野論文が重要。政党政治の問題も取り上げられるべき。香港での200万人デモ、地域における主権者としての活動に注目。科学者つうしんは地区、支部の活動が分かるので良い。

その他、1年後の56期に引継ぎが可能な体制の構築が55期編集委員会の課題である旨の意見が出された。

今回は2019年9月1日(日)13時30分から国労大阪会館第1小会議室。

(文責:大倉弘之)

## 『日本の科学者』読書会 6 月例会 (6/28) の報告

### 6 月号特集 : 18 歳選挙権と「主権者教育」の諸問題

標記例会が 6 月 28 (金) 午後 6 時より支部事務所で開かれた。参加者 6 名。「6 月号特集」より 3 篇の論文が取り上げられた。今回は、本特集の著者である奥野恒久会員 (立命館大) も報告者の一人としてご参加いただいた。

#### 中島 宏「選挙の重要性と民主主義論について」(報告 : 菅原建二)

著者は、日本国憲法の定める政治体制をフランスと対比しながら、主権者教育に必要な基礎知識を解説している。

日本の選挙権年齢は昨年 (2018 年) 18 歳に引き下げられた。これに対し、フランスの選挙権年齢は 1974 年に既に (民事上の成人年齢とともに) 18 歳に引き下げられている。また、被選挙権も 2011 年に、元老院 (24 歳) を除く、すべての選挙 (欧州議会, 国民議会, 共和国大統領) で 18 歳となった。日本の被選挙権は知事と参議院が 30 歳それ以外が 25 歳であり、著者は、日本でも被選挙権年齢の引き下げの検討が必要としている。

日本国憲法は代表民主制を基本的な仕組みとして採用している。通信技術の進歩により、全有権者に Yes No ボタンを配布し、政策一つ一つについて採決する直接民主制の採用も不可能ではない。しかし、著者は、選挙された適切な数の代表者が吟味を重ね決定に至った方が望ましいとしている。日本国憲法は直接民主制の要素をも持っている。95 条の規定では住民投票が可能であり、かつて 19 件の住民投票が行われた。また、96 条は憲法改正の際の国民投票を予定しており、2007 年に憲法改正国民投票法が制定された。15 条 1 項は、公務員の選定・罷免を「国民固有の権利」と定めており、解職 (リコール) 制度

を許容しているように見える。代表民主制に一定の直接民主制の手法を組み合わせたあり方を半直接制と呼ぶ。日本国憲法には半直接的な側面もある。

日本国憲法下における民主制のあり方として、国籍保持者の総体としての「国民」に主権があるとする国民主権論と、政治的判断能力を持つ有権者の総体としての「人民」にこそ主権があるとする人民主権論の二つがある。著者は、地方自治法上の解職・解散請求制度や条例上の住民投票制度を国政レベルでも検討する価値があるとし、主権者教育でも、幅広い民主制のあり方に目を配る必要があるとしている。

日本国憲法 43 条 1 項で規定されている「全国民の代表」は、身分や団体の特殊利益に拘わらない等質な個人から構成される「国民」の代表、すなわち、フランスの 1791 年憲法で制定された純粋代表である。しかし、その後、代表者の意思と国民の意思は別々に存在することが自覚され、国民の現実の意思を可能な限り正確に反映し執行することを求める半代表制の流れができた。しかしながら、現在では、多様な国民の意思を代表者に反映させることは極めて困難であることが判明し、国民内閣制論 (二大政党制) などが注目されたが、イギリスの多党化現象と小選挙区制の「ミスマッチ」や日本での「一強多弱」の状況から有効性に疑問が提示されている。代表

の概念については、現在もなお大きな宿題が残されていると、著者は述べている。

著者は、選挙以外にも、一般市民のデモや集会、意見や思想の表明などは選挙権を補う参政権的要素があり、留意が必要としている。海外では、代表民主制を補完するものとして、カウンター・デモクラシー（対抗民主主義）や「持続的民主主義」などの試みがあるが、日本には定着していない。

#### **奥野恒久「国民投票と熟議民主主義」（報告：奥野恒久）**

素材が、「18歳選挙権と『主権者教育』の諸問題」という6月号の特集で掲載された論稿ということから、主権者教育についての報告者の立場を述べることから始めた。報告者は、憲法改正について、その主体はあくまでも主権者国民であること、そして徹底した熟議が必要であることという二つの視点を提示する。そして、今年2月24日に行われた辺野古新基地建設をめぐる沖縄での県民投票を評価する一方、現段階での改憲のための国民投票を危険視する。その理由として、憲法改正手続法が改憲運動の主体として国民を位置づけておらず、また国民の熟議を阻む制度になっていることを指摘する。さらに、安倍政権下での2017年10月の衆議院選挙が、国民に考えさせないという意図で行われたことを確認した。

報告者は、熟議民主主義について、人々の主体性発見の契機となりうると評価しつつも、閉じられた空間での熟議が、かえって排他性を生じさせる危険があることも指摘した。

#### **清田雄治「自治体・大学生・学生の協働による模擬選挙『出前トーク』実践報告」（報告：**

**清水民子）**

18歳選挙権導入後の大学生アンケートで多数が義務教育段階での「主権者教育」を望む。

**1 T市選挙管理委員会 2017年度までの「出前トーク」** 小学校45分、中学校50分の授業時間の枠内で、①パワーポイント提示によるトーク（選挙の重要性、投票率、選挙の方法）と模擬立候補者の立会演説、②投票の説明（実際機材使用）、③模擬候補者への投票、④開票作業、並行して選挙クイズ、⑤投票結果発表、以上からなる授業を実施。

**2 2018年T市選挙管理委員会と愛知教育大学学生との「出前トーク」** 選管と学生のミーティングにより、上記の①の内容を「選挙権の重要性」「代表制（直接民主制と対比）の意義」などの点で改善、模擬候補者には学生が登壇する方法で、小中3校で実施。

**3 2018年度「出前トーク」への反響** 候補者への質問タイムに子どもたちは積極的に手を挙げた。事後アンケートでは「将来、選挙に」「絶対行く」「多分行く」の回答が96%。

**おわりに——「出前トーク」の特色と今後の課題** 保護者へのアンケートも実施し、家庭内でのコミュニケーションをはかったことも特色。継続のためには参加主体を組織していくことが課題。説明内容のさらなる改善も必要。

**（感想）** 現在の社会科教育における「選挙」の取り上げ方との関連・比較を知りたい。

佐貫論文で触れられていた「授業空間」を「正解伝達空間」から「論争空間」に変えなければ・・・という論点ともかかわらせて考えたい。

## 関西技術者研究者懇談会 6月例会（6/9）の報告

日 時：2019年6月9日（日）14時～17時

場 所：国労会館

テーマ：水道部局の業務紹介と民営化問題

報告者：中村寿子 氏

参加者：10名

水道事業は、公営だが独立採算制を採用しており、水道料金が唯一の収入源である。料金制度は「逦増性」即ち、多く消費するほど料金が割高になるという仕組みで、命と直結するインフラとして、生活弱者への支払い配慮がなされてきた。また、料金の変更には議会の承認が必要となる。民営水道ではこれらが企業の自由となる。

一方、技術面では、変化する水源水質と需要量に対応するため、24時間体制で水質監視と取水・送水量の調整を行っている。大阪府域の自治体は、多くが大阪府広域水道企業団から供給を受けており、その水源である淀川は、木津川・桂川・宇治川や小支川を含めた水質汚染や、琵琶湖やダムにおける藻類の異常増殖による水質異常のリスクがある。水道水の水質基準は51項目が定められているが、基準にない多くの化学物質（放射性ヨウ素もその1項目）に関わる情報収集、測定方法の研究も欠かせない。また、水質監視・水質事故対応・濁水対応は、国土交通省や府県の河川管理者との公的機関相互の情報共有・連携が重要である。今まで、淀川水系はこの連携が上手く機能しており、水質異常や取水不能

による断水はない。

水道水水質の重要項目の一つが感染症防止目的の消毒剤濃度であり、遊離残留塩素として0.1 mg/L以上である。水道事業者は、受水槽を経由しない蛇口にまで責任を持つ。大阪市内だけで5000kmに及ぶ管路の水質管理は機器だけに頼れない部分もあり、必要に応じて捨水する。また、ビル、マンションの貯水槽は滞留中に「塩素」が減少、微生物繁殖のリスクがあるため調査や啓発も重要である。違法な水道管接続による水質異常も繰り返し発見され、立ち入り検査と管切断等、「公権力」の行使も行う。これらの業務は、利益を念頭に置く民間企業では難しいのではないかと。

### <コメント>

日本の水道は全国に「民営化」「規制緩和」というキーワードを流行らせた、小泉政権下で当時経済産業大臣だった竹中平蔵氏の主導により、すでに業務の大半を民間に委託できるよう法律が変えられてしまっている。2011年3月11日東日本大震災当日に、民主党政権は公共施設の運営権を民間に渡し、民間企業が水道料金を決めて徴収できるようPFI法改正案を閣議決定してしまった。自治体が水道を所有したまま、運営権を民間企業に売却するという「コンセッション方式」の導入が2018年12月6日の衆院本会議で可決した。災害時に破損した水道管の修理などは、自治体と企業で折半し利益は企業のものになる。

水道事業は一地域につき一社独占となる。つまり水道というインフラは利用者を引き付けるために、サービスの質や価格の安さで勝負しなければと、民間企業に思わせるための「競争」が存在しない。そのため民営化の弊害は、多国籍企業による利益優先のため、利潤が期待できる地域へのみの参入となり、料金の勝手な値上げ、水道料金の支払えない世帯への供給停止。人員削減による技術者や保安員の減少で、災害時の対応や水道設備の再投

資よりも株主への配当が優先される。

水は命の問題であり、人権の問題である。

(文責：山口進次)

### これからの日程

日 時：7月14日(日)

テーマ：令和天皇と水のかかわり

担 当：日下 勤 氏

8月24日(土)～25日(日)

夏の合宿、参加者

## 第33回自然科学懇談会(6/29)の報告

日 時：2019年6月29日(土)

13:30～15:30

場 所：楽友会館

テーマ：ゲノム編集の衝撃と問題点

報告者：宗川吉汪 氏

参加者：19人

講演はまずゲノム編集 CRISPR-Cas9 のメカニズムの解説から入り、次いでその社会的影響に話が及んだ。ゲノム編集は 2012 年に二人の女性研究者 E.シャルパンティエと J. ダウドナによって発表された遺伝子工学の革命的な新技術である。面白いことに、この技術を開発することになったきっかけはウイルス感染に対抗する細菌の免疫機構の発見にあった。細菌の DNA の中にウイルスに由来する DNA 配列が存在することが阪大の石野良純博士によって発見されていたが、シャルパンティエらはこの DNA 配列から転写される

ガイド RNA (CRISPR) とこれとタイアップする DNA ヌクレアーゼ (Cas9) とが、侵入するウイルス DNA に結合し切断し排除する機構 CRISPR-Cas9 が存在することを発見した。そしてこの CRISPR-Cas9 が遺伝子改変に応用できることにも気づいた。ガイド RNA (CRISPR) を、改変したい遺伝子 DNA に合わせて設計合成しさえすればどんな遺伝子をも CRISPR-Cas9 で切断編集できる。それも安価で迅速にできるので遺伝子工学を大きく前進させるに違いないが、当面の課題は目指す切断点以外の箇所をも切断してしまうというオフターゲットの克服である。彼女らの発表からまだ 10 年も経たないというのに、その応用は現在猛烈な勢いで進められている。2018 年 11 月 27 日、中国南方科技大学の賀副教授らがゲノム編集技術をヒト受精卵に使い、HIV への感染を助ける CCR5 遺伝子を働かないようにして双子の女兒を誕

生させた。この操作によって脳の機能が強化されている可能性があり、認知機能に予測不能の影響を与えるかもしれないことから、この種の研究はすべきでないとの批判が出ている。日本でも昨年、日本遺伝子細胞治療学会など4学会が「臨床応用は禁止すべきだ」と訴えている。この種の倫理的問題への動き、論議は今後激しくなるだろう。一方、食品の

改良への期待も大きい。収量増加を目的としたイネ、GABAを多く含むトマト、肉厚の鯛などなど。しかしここでも食の安全をめぐる懸念の声が上がっている。講演後の討論は活発だったが、こうしたゲノム編集の応用への対応の難しさを指摘する意見がいくつか出た。

(文責：和田 明)

## 丹羽宇一郎講演会 (6/24) の報告

6月24日の午後、龍谷大学(深草キャンパス)を会場にして、伊藤忠商事の元社長、会長で、中国大使も歴任した丹羽宇一郎さんをお迎えし講演会が開催された。講演会には、約240人の参加があった。冒頭では、入澤崇学長が挨拶された。

この講演会は、丹羽宇一郎講演会実行委員会が主催したもので、わたし(細川)が事務局を担当した。事前に広く協力を呼びかけ、多数の個人、団体からの募金をいただいた(JSA京都支部としても協力した)。おかげで恒例(?)の会場カンパの願いをすることなしで開催できた。また、今回の講演会は、龍谷大学の若い卒業生2人が司会を担当してくれた。経済人の講演会ということを含め、異例の企画となった。

さて、講演会の模様は、JSA京都支部会員の山根智史さんが以下のようなまとめをフェイスブックにアップされたので、ご本人の了解を得て、転載したい。(龍谷大学分会 細川孝)

冒頭「混沌とした世の中。何が本当なのかわからないと多くの方が思っているのではないか」と切り出した丹羽さん。「歴史上の『真実』は権力者・支配者による叙事詩。悪いことは書かれない。沖縄で起きていることも。私がこういうことを言うのは、見てきた真実があるから。私が言わなければ、黙っていたら、いま新聞に書かれている『真実』に賛成ということになる。真実を知っているとしたり、それをせめて自分の子や孫や知っている人に語り継ぐことが、人間として生きてきた

証」と、その思いを語られました。

その後は経済人、中国大使としての経験も踏まえたグローバルな視点から「平成の30年間に日本の国際的指標(GDP関連や大学研究者数等)がどう低下したか」「アジア24か国の中で日本はどんな位置にあるか」「中国、日本、韓国、北朝鮮の経済規模」などなど、極めて客観的な数字から日本の現状を見つめるお話。

そして、特に力がこもっていると感じたのが安全保障の問題。「日本と中国は隣国。これ

は結婚以上の関係。動かさない。結婚は嫌になったら離婚すればいいが、中国と日本は地球がつぶれない限り隣にいる」「どんなに嫌な顔してても、相思相愛までいかなくても、仲良くやれることをやろう」と独特の言い回し。さらに「戦争を考えると、勝つことばかり考える人がいるが、負けたらどうやって生きていくのか。世界の国、どこかの国と争ったり、紛争に入っていくとき、アメリカは自力で生きていけるが日本はそうじゃない（資源や食料自給率の問題）」「これからの日本を考

えるとき、日本は自立しなきゃいかん。自分で食べていけるようにしなきゃいけない。いまの日本にすり寄ってくる国はない」「日本の国是として絶対に戦争に近寄っちゃいかん。馬鹿にされたりやりたい放題されたいけないし、専守防衛の力は持たないといけない。しかし、よそ様のところにノコノコ出ていく力はない。若い人も含めて（戦争したら勝つという考えは）甘っちょろいと思う」と、戦争する国づくりの動きを痛烈に批判されました。（文責：山根智史）

## 寄稿：原発と原発事故について学んだこと

宗川吉汪

東京電力福島第一原発事故から8年が経過した。超高放射性デブリを始め、汚染水や除染残土の処理など事故の収束には程遠い状態にあり、いまだに廃炉の見通しすらたっていない。この間、原発や原発事故についてさまざまなことを学んだ。

**第1**に、原発安いはウソであったこと。おまけに原発がなくとも電気は足りる。

火力、水力に比べて原発はむしろ高いことがわかった。使用済み核燃料の保管、廃炉費用、事故処理費用などを入れると、とてつもない費用がかかる。原発建設も高くつき、安倍政権の原発輸出計画はすべて頓挫した。おまけに原発がなくとも電気は足りることが分かった。これからは再生可能エネルギーの時代である。

**第2**に、原発は装置が複雑で壊れやすいこと。地震・津波・火山列島日本では使

える代物ではない。

巨大な鋼の原子炉圧力容器を寸分の歪みなく作るのは至難の技。しばしばゆがむが、それをなんとか矯正して仕上げる。圧力容器の中で、ウラン235の核分裂で発生する莫大な熱エネルギーが容器内の大量の水を沸かし、タービンを回して発電する。核分裂反応で発生する中性子が鋼を脆くするため、絶対安全な容器とは言えない。老朽原発はさらに危険になる。火力発電などに比べて原発ははるかに複雑・脆弱な装置で、日本列島で使うのはあまりに危険だ。

**第3**に、原発事故は火力の場合と全く違うこと。運転停止だけでなく、核燃料を冷やし、閉じ込める必要がある。失敗すると大惨事になる。

火力発電事故なら、運転を止めれば事故は収束する。ところが、原発事故では、

運転を止めるだけでなく、核燃料を冷やし、閉じ込めなければならない。このすべて成功しないと大惨事になる。福島原発事故で「原発安全神話」は完全に崩壊した。原発稼働を続ければ、福島のような事故がまた起きる。原発は未完の技術などではなく、未来永劫完成しない“絶望技術”であった。

**第 4** に、原発事故被害の核心は放射能被ばくとそれに対する恐怖であること。現に、福島原発事故で小児甲状腺がんが発症した。

放射線はどんなに低い量でも生物に害を与える。許容量はない。原発事故で環境が長期にわたり放射能汚染された。事故から 8 年経った今も内閣総理大臣の発した緊急事態宣言が解除できていない。原発事故の核心は被ばくへの恐怖である。人々は被ばくとその恐怖から逃れたのだ。ところが今、被ばく被害を隠すため、国際・国内の“原子力権威者”が、総力を挙げて、新たな神話、「放射能安全神話」をぶち上げ、放射能被ばくによる甲状腺がんの発症を否定している。

**第 5** に、そもそも原発は長崎のプルトニウム原爆の転用技術であること。使用済み核燃料、とくにプルトニウムを処分する方法がない。

広島原爆はウラン爆弾だった。長崎原爆はプルトニウム爆弾だった。プルトニウムを作るためにウランを燃やす原子炉が作られ、それが原発に転用された。原発の出す使用済み核燃料を安全に始末する方法がない。そして、使用済み核燃料からプルトニウムを取り出し、それを燃

やす核燃料サイクル計画も完全に破綻した。

**第 6** に、原発は隠れ核兵器であること。原発ゼロは憲法 9 条堅持・核兵器禁止に直結している。

原発と原爆は双子の兄弟だった。原発の出すプルトニウムで原爆や水爆が作れる。歴代の憲法 9 条敵視勢力は、原発を潜在的核兵器とみなし維持・推進を主張してきた。「核の平和利用」は核兵器隠しのイチジクの葉であった。日本の核兵器開発を阻んできたのは憲法 9 条である。原発ゼロの実現は、核兵器禁止と憲法 9 条堅持と固く結びついている。

#### 以下、当面の要求

- 東電・国は原発事故の責任を認め、事故被害者に謝罪し、生活を補償せよ
- 原発事故避難者の権利を認め、補償せよ
- 被ばく限度年 20 ミリシーベルトを 1 ミリシーベルトに戻せ
- 福島小児甲状腺がんの被ばく発症を認め、補償せよ
- 原発ゼロ法案を成立させ、原発を廃棄して再生可能エネルギーに転換せよ
- 日本政府は憲法 9 条を守り、核兵器禁止条約を批准せよ

われわれは、事故の真実を追求し、失われた命・健康・生活への真の補償を求める。被害者＝人間の復興をめざして、偽りの同情とすべての原発・核兵器を拒絶する。

## 7～9月の支部関連行事の案内（JSA 近畿も参照）

### 1. 7月読書会

日時：7月18日（木）15：00～17：30

テーマ：『日本の科学者』7月号特集「技能・技術者教育の現状と課題」

担当：中嶋論文（宗川）、杉本論文（山口）、前田論文（大倉）

### 2. 第3回京都支部幹事会

日時：7月18日（木）18：00～20：00

### 3. 福島甲状腺がんシンポ

日時：7月20日（土）13：30～16：30

場所：こども未来館

シンポジウム：「福島原発事故は本当に甲状腺がんと無関係かー評価部会報告批判」

司会：奥森祥陽

シンポジスト：大倉弘之、宗川吉汪、福島敦子、山田耕作、渡辺悦司

### 4. 第3回京都支部ワーキング会議

日時：8月2日（金）13：30～15：30

### 5. 近畿地区会議

日時：8月8日（木）13：30～

場所：国労大阪会館大阪支部事務所

### 6. 第34回自然科学懇談会

日時：8月31日（土）13：30～15：30

場所：京大楽友会館

講師：富田道男

テーマ：原発民事裁判と日本国憲法（仮）

### 7. 近畿地区サポーター会議

9月1日（日）13：30～16：30

場所：国労大阪会館第1小会議室

## ◆ ◆ ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆ ◆ ◆

第2回支部幹事会（6月20日）と第2回ワーキング会議（7月5日）の報告

### 1. 会員の動向

川合葉子さんが5月に死去されました。ご冥福をお祈りいたします。

尾崎正明さんが体調不良のため退会されました。

### 2. 会員の現況（7月3日現在）

一般会員 216, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6,  
若手特別会費会員 12, 合計 240. 読者 4

### 3. 会費納入状況 (6月28日現在)

今年度会費納入者: 一般 167/218, 特別会員 3/3, 家族割 3/3, 若手 1/6, 若手特別 2/12

18年度会費未納者: 一般 10名, 若手特別 4名

17年度会費未納者: 一般 5名, 若手特別 2名

### 4. 会計報告 (会費は6月28日まで)

2019年度累計		2019年度6月決算	
収入累計	2,110,915 円	6月収入合計	245,920 円
支出累計	811,744 円	6月支出合計	253,073 円
収支累計	1,299,171 円	6月分収支	-7,153 円
前年度繰越	419,566 円	前月繰越金	1,725,890 円
6月末残高	1,718,737 円	6月末残高	1,718,737 円

### 5. 6月～7月の支部関連行事 (支部ニュース6月号発行～7月号発行)

6月11日(火) 支部ニュース6月号発行, 「日本の科学者」7月号発送

6月20日(木) 第2回支部幹事会

6月22日(土) 丹羽宇一郎講演会

6月22日(土) 近畿地区サポーター会議

6月27日(土) 京大に求める会事務局会議

6月28日(金) 6月読書会

6月29日(土) 第33回自然科学懇談会

7月5日(金) 第2回ワーキング会議

7月11日(木) 支部ニュース7月号発行, 「日本の科学者」8月号発送

(文責: 宗川吉汪)